

赤穂市地域防災計画の改定方針（案）

目 次

1. 改定の趣旨	1
2. 改定の方針	2
3. 地域防災計画の構成	3
4. 地域防災計画改定のポイント	4
方針1 上位計画、防災関係法令等の反映に関する事項	4
(1) 災害対策基本法及び施行令の改正への対応	4
(2) 国の防災基本計画の修正への対応	4
(3) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更への対応	8
(4) 兵庫県地域防災計画の修正への対応	8
(5) 林野火災の予防及び消火活動についての修正	8
方針2 令和6年能登半島地震等の新たな災害の教訓や知見による修正	8
方針3 市の災害組織体制等の変更に伴う修正	8
方針4 市の防災関連事業等、経年変化、関係機関の意見への対応	8
巻末資料1 国の動向（最近の法改正等）	9
(1) 法律の制定や改正の状況	9
(2) 災害対策基本法等の一部改正	12
(3) 水防法等の一部改正	14
(4) 防災基本計画等の修正の概要	15
巻末資料2 兵庫県地域防災計画の修正概要	24

1. 改定の趣旨

- 現行（令和2年3月改定）の赤穂市地域防災計画は、近年の激甚災害に指定された全国各地の大規模災害を踏まえた教訓や課題、その後の災害対策基本法の改正等を踏まえた改定により、現在の計画となった。
- 令和2年3月の改定後も全国各地において激甚災害に指定された風水害の発生、令和4年3月の福島県や令和5年5月の石川県における地震、さらに令和6年1月の能登半島地震など大規模な災害が発生し、国では防災関係法令の改正、防災基本計画の修正等、新たな対策が行われている。
- 兵庫県地域防災計画（以下「県防災計画」という。）においても随時修正が行われており、近年の大規模災害による教訓による修正等を行い、兵庫県水防計画（以下「県水防計画」という。）も見直されている。
- 今回の赤穂市地域防災計画（以下「市防災計画」という。）の改定は、このような背景を踏まえるとともに、市の防災事業や組織との整合、経年変化を踏まえ、地域防災計画を最新の内容とするために行うものである。

2. 改定の方針

前項の改定の趣旨を踏まえ、本市においても主として大規模災害対策の充実・強化を図るため、市防災計画の改定の方針を設定する。

赤穂市地域防災計画（現行計画：令和2年3月改定）

<国・県・市の動向>

○国の主な動向

- ・激甚災害の指定を受けた大規模災害による教訓、課題
- ・災害対策基本法の改正、その他防災関連法令の改正
- ・防災基本計画、その他防災に関する指針・ガイドライン・手引きの策定・修正 等

○兵庫県の動向

- ・兵庫県災害時受援計画（令和3年11月）
- ・兵庫県地域防災計画（令和6年11月）
- ・兵庫県水防計画（令和7年度） 等

○赤穂市の動向

- ・赤穂市災害時受援計画（令和2年5月）
- ・赤穂市国土強靱化地域計画（令和3年3月）
- ・2030赤穂市総合計画（令和3年3月）
- ・赤穂市職員防災行動初動マニュアル（令和6年8月）
- ・赤穂市業務継続計画（令和7年3月）
- ・赤穂市水防計画（令和7年度）
- ・赤穂市の組織機構改編、社会情勢の変化及び防災対策等の変更 等

赤穂市地域防災計画 – 改定の方針 –

方針1 上位計画、防災関係法令等の反映

- ・災害対策基本法、災害救助法、水防法、土砂災害防止法、防災基本計画、防災に関する指針・ガイドライン等との整合
- ・兵庫県地域防災計画との整合

方針2 令和6年能登半島地震等の新たな災害の教訓や知見による修正

- ・避難所の生活環境向上、物資輸送体制、応援・受援体制、多様な主体と連携した支援等の修正

方針3 市の災害組織体制等の変更に伴う修正

- ・災害対策本部組織と最新の市組織との整合、事務分掌の見直し

方針4 市の防災関連事業・計画、経年変化、関係機関の意見への対応

- ・赤穂市の防災関連計画等の修正等との整合
- ・庁内各課・防災関係機関・防災会議委員・パブリックコメント意見の反映

3. 地域防災計画の構成

市防災計画の目次構成は現行計画を基本とするが、県防災計画の項目表現を踏まえて詳細な見出しや構成等については県防災計画との整合を図ることとし、これにより、重複記載の削減とともに、県防災計画との一貫性を確保する。

赤穂市地域防災計画	兵庫県地域防災計画(R6.11)
第1編 総則 第2編 災害予防計画 第3編 風水害応急対策計画 第4編 地震災害応急対策計画 第5編 大規模事故災害応急対策計画 第6編 災害復旧計画 第7編 災害復興計画 第8編 南海トラフ地震防災対策推進計画 資料集 様式集	風水害対策計画 第1編 総則 第2編 災害予防計画 第3編 災害応急対策計画 第4編 災害復旧計画 第5編 災害復興計画 地震災害対策計画 第1編 総則 第2編 災害予防計画 第3編 災害応急対策計画 第4編 災害復旧計画 第5編 災害復興計画 第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 海上災害対策計画 第1編 総則 第2編 災害予防計画 第3編 災害応急対策計画 第4編 災害復旧計画 大規模事故災害対策計画 第1編 総則 第2編 災害予防計画 第3編 災害応急対策計画 第4編 災害復旧計画 原子力等防災計画 第1編 総則 第2編 災害予防計画 第3編 災害応急対策計画 第4編 災害復旧計画 資料編

4. 地域防災計画改定のポイント

改定の方針を踏まえ、主な修正事項を以下に示す。(現行計画の記載確認事項も含む。)

方針1 上位計画、防災関係法令等の反映に関する事項

(1) 災害対策基本法及び施行令の改正への対応

- 1 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保
 - ・ 避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し
 - ・ 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画の作成について、市の努力義務として明記
 - ・ 広域避難を実施するため、災害が発生するおそれがある段階での自治体間の協議、他の地方公共団体との応援協定の締結や運送事業者等との協定の締結など
- 2 緊急通行車両の事前確認
 - ・ 指定行政機関等の車両または指定行政機関等の契約・協定に基づき災害応急対策等を実施するために使用される車両は、災害発生時等の前においても緊急通行車両の確認を行うことができることを追加

(2) 国の防災基本計画の修正への対応

【令和2年5月修正】

1. 令和元年東日本台風に係る検証を踏まえた修正

- 災害リスクと取るべき行動の理解促進
 - ◇ハザードマップ等の配布・回覧等に居住地域の災害リスクやとるべき行動等を周知
 - ◇避難に関する情報の意味の理解促進
 - ◇豪雨時等の事業者によるテレワーク・時差出勤・計画的休業等の適切な外出抑制
- 河川・気象情報の提供の充実
 - ◇災害危険度が高まる地域等、早期警戒を呼び掛ける情報をわかりやすく提供
- 災害廃棄物処理体制の整備
 - ◇国、自治体、ボランティア等関係者の役割分担等を整理したマニュアルの作成・周知

2. 令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた修正

- 長期停電・通信障害への対応強化
 - ◇事業者における停電、通信障害発生時の被害状況把握、被害者への情報提供の体制整備
 - ◇病院等の重要施設における非常用電源確保の推進
 - ◇重要施設の非常用電源設置状況等のリスト化等、電源車等の配備調整の円滑化
 - ◇通信障害状況等の関係機関への迅速な共有
- 被災者への物資支援の充実
 - ◇物資調達・輸送調整等支援システムを活用した効率的な物資支援の推進

3. 災害時の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

- 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施
(ホテル・旅館等の避難場所としての活用検討、分散避難の実施、避難所における過密抑制、マスク・消毒液・体温計等の備蓄推進 等)

4. その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 無人航空機を活用した情報収集
- 事業者による危険物流出事故の防止対策の推進

【令和3年5月修正】

1. 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

- 避難所における感染症対策
 - ◇避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等
- 避難所開設・運営訓練の実施
 - ◇感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の積極的な実施
- パーティション等の備蓄の促進
 - ◇マスク、消毒液に加え、パーティション等の感染症対策に必要な物資の備蓄の促進
- コロナの自宅療養者等に対する情報共有等
 - ◇平常時からの、自宅療養者等が危険エリアに居住しているかの確認
 - ◇自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整、情報提供
- 被災自治体への応援職員等の感染症対策
 - ◇応援職員等の健康管理やマスク着用等の徹底
 - ◇応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保

2. その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 災害対応業務のデジタル化の推進
- 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保
- あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進
- 事前防災の取組や複合災害への対応の推進
- ボランティアの調整事務の委託を受けた災害ボランティアセンターの必要な経費に対する災害救助法による支援
- 防災ボランティアと自治体・住民・NPO等との連携・協働の促進
- 正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進
- それぞれの被災者に適した支援制度を活用した生活再建
- 女性の視点を踏まえた防災対策の推進 等

【令和4年6月修正】

1. 令和3年度に発生した災害を踏まえた修正

<令和3年7月1日からの大雨>

- 盛土による災害の防止に向けた対応
 - ◇危険が確認された盛土に対する自治体による速やかな是正指導
- 安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化
 - ◇平時からの安否不明者の氏名等公表に係る手続等の整理
 - ◇災害時における氏名等公表による速やかな安否不明者の絞り込み
- 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令
 - ◇学校における消防団員等が参画した防災教育の推進
 - ◇避難情報の発令に関する気象防災アドバイザー等による助言

2. 関連する法令の改正を踏まえた修正

<津波対策の推進に関する法律の改正>

- 津波対策の推進
 - ◇津波対策におけるデジタル技術の活用
 - ◇地域の特性に応じた避難施設等の整備の推進

3. その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 自治体等の災害対応における先進技術の導入の促進
- 線状降水帯に関する情報発信及び観測体制の強化等

- 避難所における食物アレルギーへの配慮
- 避難所等における再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の整備

【令和5年5月修正】

1. 最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 多様な主体と連携した被災者支援
 - ◇都道府県による災害中間支援組織（※1）の育成・強化、関係者の役割分担の明確化
 - ◇災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化
 - ◇災害ケースマネジメント（※2）などの被災者支援の仕組みの整備
 - ※1：NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織
 - ※2：一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組
- 国民への情報伝達
 - ◇長周期地震動階級に係る情報の解説・伝達
 - ◇通信障害発生時の丁寧な周知広報の実施
 - ◇障害者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進
- デジタル技術の活用
 - ◇被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用

【令和6年6月修正】

1. 最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 新たな総合防災情報システムの運用開始
 - ◇防災情報の総合防災情報システム（SOBO-WEB）への集約
- 水害対策の強化
 - ◇道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化
- 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援
 - ◇自治体、保健師、福祉関係者等の中で連携した状況把握の実施
 - ◇在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供

2. 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

<令和6年能登半島地震に係る検証チーム>

- 被災地の情報収集及び進入方策
 - ◇車両や資機材の充実・小型化・軽量化
 - ◇無人航空機、SAR衛星、衛星インターネット等の活用
 - ◇海路・空路を活用した道路啓開に向けた調整
 - ◇道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化
- 自治体支援
 - ◇派遣職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実
 - ◇応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化
- 避難所運営
 - ◇パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置
 - ◇避難所における生活用水の確保
 - ◇トイレカー等により快適なトイレの設置への配慮
 - ◇高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化
 - ◇保健医療福祉に係る支援者（JRAT、JDA-DAT等）の明確化
- 物資調達・輸送
 - ◇運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保

<その他各省庁における振り返り>

- 長時間継続する津波の見通し等に関する解説
- より実態に即した液状化リスク情報の提供

3. 関連する法令の改正を踏まえた修正

<医療法の改正>

- 災害支援ナースの充実・強化

【令和7年7月修正】

1. 関連する法令の改正を踏まえた修正

<災害対策基本法等の改正>

- 国による災害対応の強化
 - ◇ 地方公共団体の要請を待たない、国の応援の実施
 - ◇ 市町村から国に対する応急措置実施の要請
- 被災者支援の充実
 - ◇ 在宅・車中泊避難者への DWAT 派遣による福祉サービスの提供
 - ◇ 広域避難時の避難元・避難先市町村間の情報連携
 - ◇ 被災者援護協力団体の登録・データベース化、平時からの連携
 - ◇ 地方公共団体による物資の備蓄状況の公表
- 復旧・復興の迅速化
 - ◇ 事前復興まちづくり計画策定等による復興事前準備の推進

<道路法等の改正>

- ◇ 道路啓開計画の策定・定期的な見直しの法定化

2. その他の最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ◇ 災害時における船舶活用医療の提供
- ◇ 避難所でのこども・若者の居場所の確保
- ◇ 港湾における官民協働での高潮対策（協働防護）

<岩手県大船渡市林野火災を踏まえた林野火災編の見直し>

- ◇ 広報・啓発等を通じた林野火災の予防の強化
- ◇ 地上・空中消火の連携による消火活動、車両・資機材の整備

3. 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

- 被災者支援の充実
 - ◇ 避難生活における生活環境確保に係る取組の充実化
 - ◇ 協定・届出避難所に係る情報の事前把握
 - ◇ キッチンカー・トレーラーハウス等の登録・データベース化
 - ◇ 迅速なプッシュ型支援のための国の備蓄物資の分散備蓄
- 保健医療福祉支援の体制・連携の強化
 - ◇ 保健医療福祉活動チーム間の平時からの連携体制の構築
 - ◇ 発災後速やかな DHEAT 派遣、保健師等チームの充実・強化
- 官民連携や人材育成の推進
 - ◇ 国と全国域の災害中間支援組織（JVOAD）の連携
 - ◇ 避難生活支援リーダー/サポーターの育成・確保、データベース化
- 消防防災力の充実強化
 - ◇ 消防団と多様な主体（自主防災組織・防災士等）の連携
 - ◇ 津波浸水想定を勘案した消防体制の整備
- インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保
 - ◇ 多様な主体と連携した TEC-FORCE 支援活動の実施
 - ◇ 上下水道一体での災害対応の実施（最優先復旧箇所の事前選定等）
 - ◇ 災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保
- 被災地における学びの確保

- ◇被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）による教職員等の派遣
- 防災 DX の加速
 - ◇新総合防災情報システム（SOBO-WEB）や新物資システム（B-PLo）の利活用促進、研修・訓練の実施
 - ◇防災 IoT システムによる被災状況の迅速な共有
 - ◇避難所開設時における全国共通避難所・避難場所 ID の報告

（３）南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更への対応

- 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更（令和 7 年 7 月）に基づく修正

（４）兵庫県地域防災計画の修正への対応

- 最新版（令和 6 年 1 1 月）の県防災計画に基づく修正

（５）林野火災の予防及び消火活動についての修正

- 赤穂市消防計画、防災基本計画第 15 編林野火災対策編等に基づき、空中消火を含む林野火災対策について修正

方針 2 令和 6 年能登半島地震等の新たな災害の教訓や知見による修正

- 避難所の生活環境向上、物資輸送体制、応援・受援体制、多様な主体と連携した支援等について、防災基本計画、県防災計画に基づく修正

方針 3 市の災害組織体制等の変更に伴う修正

- 市の災害組織体制及び災害対策本部事務分掌等の見直し及び整合

方針 4 市の防災関連事業等、経年変化、関係機関の意見への対応

- 修正した市の防災関連計画等との整合
- 計画の実施主体（担当班・課、防災関係機関等）の見直し
- 庁内各課・防災関係機関・防災会議委員・パブリックコメント意見を踏まえた見直し

巻末資料1 国の動向（最近の法改正等）

(1) 法律の制定や改正の状況

国（内閣府、中央防災会議等）においては、近年発生した大規模災害による教訓や課題を踏まえ、被害想定のある方、被害軽減のための対策、今後の防災対策等について検討し、法律の制定・改正や防災基本計画の修正、関連ガイドライン整備等を進めている。

■表 1 国（内閣府、中央防災会議等）の動向

年	月日	法改正等の概要	所管	備考
令和2年	5月29日	防災基本計画の一部修正 ◇最近の災害対応の教訓や施策の進展等を踏まえた修正	中央 防災会議	詳細は ■表 7 参照
	6月	市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引きの公表（→R 3.6改訂） ◇受援シート（受援対象業務）や事例の追加、基本的な流れの再整理	内閣府	
令和3年	5月10日	災害対策基本法等の一部改正	内閣府等	詳細は ■表 3 参照
	5月10日	「避難情報に関するガイドライン」の改定 ◇従来の「避難勧告等に関するガイドライン」を名称変更 ◇避難情報区分の見直し（避難勧告・避難指示の一本化、名称変更等）	内閣府	
		「水害からの広域避難に関する基本的な考え方」の公表 ◇広域避難の実効性を確保	内閣府	
	5月25日	防災基本計画の一部修正 ◇災害対策基本法の改正（災害対策本部の見直し、避難勧告・避難指示の一本化等）等を踏まえた修正	中央 防災会議	詳細は ■表 8 参照
	7月15日	水防法等の一部改正 ◇最近の災害対応の教訓、関係法令の改正等を踏まえた修正	国土 交通省	詳細は ■表 5 参照
令和4年	6月17日	防災基本計画の一部修正 ◇最近の災害対応の教訓、関係法令の改正等を踏まえた修正	中央 防災会議	詳細は ■表 9 参照
令和5年	5月30日	防災基本計画の一部修正 ◇最近の施策の進展等を踏まえた修正 ◇日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る基本計画の変更を踏まえた修正 ◇令和4年に発生した災害を踏まえた修正	中央 防災会議	詳細は ■表 10 参照
	5月31日	水防法の一部改正 ◇都道府県指定洪水予報河川の洪水予報の高度化	国土 交通省	詳細は ■表 6 参照

年	月日	法改正等の概要	所管	備考
令和6年	6月28日	防災基本計画の一部修正 ◇最近の施策の進展等を踏まえた修正 ◇令和6年能登半島地震を踏まえた修正 ◇関連する法令の改正を踏まえた修正	中央 防災会議	詳細は ■表 11 参照
令和7年	7月1日	災害対策基本法等の一部改正	内閣府等	詳細は エラー! 参照元 が見つかりませ ん。参照
		防災基本計画の一部修正 ◇関連する法令の改正を踏まえた修正 ◇その他最近の施策の進展等を踏まえた 修正 ◇令和6年能登半島地震を踏まえた修正	中央 防災会議	詳細は ■表 12 参照
		南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更 ◇南海トラフ巨大地震対策検討ワーキン ググループにおける新たな被害想定と、 近年の情勢の変化等を踏まえ、見直しを 実施	中央 防災会議	詳細は エラー! 参照 元が見つかり ません。参照

■表 2 その他の防災関連ガイドライン等の動向

年	月日	法改正等の概要	所管	備考
令和2年	5月	災害対応力を強化する女性の視点～ 男女共同参画の視点からの防災・復興 ガイドライン～の公表	内閣府男女共 同参画局	
	6月	災害に強い情報通信ネットワーク導 入ガイドライン第2.1版の公表	耐災害 ICT 研 究協議会（総 務省）	
	7月	危機管理対策マニュアル策定指針【共 通編】の公表（水道）	厚生労働省	
令和3年	3月	災害時の一般廃棄物処理に関する初 動対応の手引きの改訂	環境省環境再 生・資源循環 局等	
	5月	水災害リスクを踏まえた防災まちづ くりのガイドラインの公表	国土交通省	
	5月	避難行動要支援者の避難行動支援に 関する取組指針の改定	内閣府政策統 括官（防災担 当）	
	6月	新型コロナウイルス感染症対策に配 慮した避難所開設・運営訓練ガイドラ イン（第3版）の公表	内閣府政策統 括官（防災担 当）等	
市町村のための人的応援の受入れに 関する受援計画作成の手引き（最終改 訂）の公表		内閣府		
令和4年	4月	避難所における良好な生活環境の確 保に向けた取組指針	内閣府政策統 括官（防災担 当）等	
	5月	市町村における災害復旧事業の円滑 な実施のためのガイドライン	国土交通省	

年	月日	法改正等の概要	所管	備考
令和5年	3月	災害ケースマネジメント実施の手引きの公表	内閣府	
	3月	防災分野における個人情報の取扱いに関する指針の公表	内閣府	
	4月	市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドラインの改定	国土交通省	
	5月	大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引きの改定	国土交通省	

(2) 災害対策基本法等の一部改正

- ・災害対策基本法については、令和3年5月一部改正では、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、避難情報区分の見直し（避難勧告・指示を一本化等）、個別避難計画作成の努力義務化等について明記された。

■表 3 災害対策基本法等の一部改正の概要（令和3年5月）

項目	概要
①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●避難勧告・避難指示の一本化等 <ul style="list-style-type: none"> ◇避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し ●個別避難計画作成 <ul style="list-style-type: none"> ◇避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化 ●災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等 <ul style="list-style-type: none"> ◇災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置
②災害対策の実施体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更 ●防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置（非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置） ●内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加

出典：内閣府資料

- ・**災対法施行令等の令和5年9月一部改正**では、災害応急対策を実施することとされている指定行政機関等の車両については、災害発生時等の前においても災対法施行令に基づく確認を行うことができることとされた。
よって、令和5年9月1日から緊急通行車両の標章等が災害発生前に交付を受けられるようになった。
また、災対法施行令に基づく確認に係る申出書及び添付書類について規定するほか、標章及び証明書の書換え交付、再交付及び返納等について規定された。
- ・**災対法施行令等の令和6年4月一部改正**は、次のように改正された。

<p>(1) 災害対策基本法施行令の一部改正（第1条関係）</p> <p>指定行政機関等から都道府県又は市町村に派遣された職員について、国から在宅勤務等手当の支給を受けることができないこととする。（第18条第1項）</p> <p>また、都道府県又は市町村において支給した在宅勤務等手当について、国が法令の規定により支給した在宅勤務等手当とみなすことができることとする。（第18条第5項）</p>
<p>(2) 大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正（第2条関係）</p> <p>関係行政機関から都道府県又は市町村に派遣された職員について、国から在宅勤務等手当の支給を受けることができないこととする。（第42条第1項）</p> <p>また、都道府県又は市町村において支給した在宅勤務等手当について、国が法令の規定により支給した在宅勤務等手当とみなすことができることとする。（第42条第5項）</p>

- ・令和7年7月改正では、令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について明記された。

■表4 災害対策基本法等※の一部改正の概要（令和7年7月）

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

項目	概要
1. 国による災害対応の強化	1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化（災害対策基本法） <ul style="list-style-type: none"> ・国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。 ・国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。 2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置（内閣府設置法）
2. 被災者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記 ●支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握 (災害救助法、災害対策基本法)
①被災者に対する福祉的支援等の充実	
②広域避難の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ●広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進 ●広域避難者に対する情報提供の充実 ●市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化 (災害対策基本法)
③「被災者援護協力団体」の登録制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設 ●登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる ●都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁 ●国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進 (災害対策基本法、災害救助法)
④防災DX・備蓄の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用 ●地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表 (災害対策基本法)
3. インフラ復旧・復興の迅速化	1) 水道復旧の迅速化（水道法） <ul style="list-style-type: none"> ・日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加、また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする 2) 宅地の耐震化（液状化対策）の推進（災害対策基本法） 3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例（大規模災害復興法）

(3) 水防法等の一部改正

- ・令和3年7月の一部改正では、昨今の水害発生状況を踏まえて、洪水浸水想定区域の指定に係る対象河川拡大や、要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練の内容について、市町村による適切性の確認や助言・勧告を通じた避難実効性の確保を図る必要について、明記された。

■表 5 水防法の一部改正の概要（令和3年7月）

（土砂災害防止法の一部改正含む）

項目	概要
①洪水浸水想定区域の指定に係る対象河川拡大等	<ul style="list-style-type: none"> ● 洪水予報河川又は水位周知河川に加え、一級河川及び二級河川（洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川（住宅等の防護対象のある河川））について、洪水浸水想定区域の指定対象に追加
②要配慮者施設の利用者に係る避難確保措置の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が作成し、市町村に報告することとされている避難確保措置に関する計画（避難確保計画）について、報告を受けた市町村長による計画内容に係る助言・勧告制度の創設 ● 要配慮者利用施設の所有者等の実施義務とされている避難訓練について、市町村長への訓練結果の報告を義務付け、報告を受けた市町村長による訓練内容に係る助言・勧告制度の創設

出典：国土交通省水管理・国土保全局資料

- ・令和5年5月の一部改正では、自然災害の頻発・激甚化や過去に例のない災害の発生を踏まえ、都道府県指定洪水予報河川の洪水予報の高度化について、明記された。

■表 6 水防法の一部改正の概要（令和5年5月）

（気象業務法の一部改正含む）

項目	概要
①都道府県指定洪水予報河川の洪水予報の高度化	<ul style="list-style-type: none"> ● 国土交通大臣は、都道府県知事の求めに応じ、国指定河川の水位を予測する過程で取得した都道府県指定河川の予測水位情報を提供 ● 都道府県知事と気象庁は、当該情報を踏まえ、共同して洪水予報を実施

出典：国土交通省水管理・国土保全局資料

(4) 防災基本計画等の修正の概要

- ・令和2年5月の計画修正では、最近の災害対応の教訓や施策の進展等を踏まえた修正が行われた。

■表 7 防災基本計画の修正の概要（令和2年5月）

項目	概要
修正の背景	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年東日本台風に係る検証を踏まえた修正 ● 令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた修正 ● 災害時の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正
主な内容	<p><u>1. 令和元年東日本台風に係る検証を踏まえた修正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害リスクと取るべき行動の理解促進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ハザードマップ等の配布・回覧等に居住地域の災害リスクやとるべき行動等を周知 ◇避難に関する情報の意味の理解促進 ◇豪雨時等の事業者によるテレワーク・時差出勤・計画的休業等の適切な外出抑制 ● 河川・気象情報の提供の充実 <ul style="list-style-type: none"> ◇災害危険度が高まる地域等、早期警戒を呼び掛ける情報をわかりやすく提供 ● 災害廃棄物処理体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ◇国、自治体、ボランティア等関係者の役割分担等を整理したマニュアルの作成・周知 ● 被災者生活・生業再建支援チームの開催のルール化 ● 自然災害即応・連携チーム会議の開催 <p><u>2. 令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた修正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害に慣れていない自治体への支援の充実 ● 長期停電・通信障害への対応強化 <ul style="list-style-type: none"> ◇事業者における停電、通信障害発生時の被害状況把握、被害者への情報提供の体制整備 ◇病院等の重要施設における非常用電源確保の推進 ◇重要施設の非常用電源設置状況等のリスト化等、電源車等の配備調整の円滑化 ◇通信障害状況等の関係機関への迅速な共有 ● 被災者への物資支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ◇物資調達・輸送調整等支援システムを活用した効率的な物資支援の推進 ◇プッシュ型支援の標準的対象品目を一覧提示し、周知 <p><u>3. 災害時の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施 (ホテル・旅館等の避難場所としての活用検討、分散避難の実施、避難所における過密抑制、マスク・消毒液・体温計等の備蓄推進 等) <p><u>4. その他最近の施策の進展等を踏まえた修正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 無人航空機を活用した情報収集 ● 災害時外国人支援コーディネーターの育成 ● 事業者による危険物流出事故の防止対策の推進

出典：中央防災会議資料

- ・令和3年5月の計画修正では、災害対策基本法の改正（災害対策本部の見直し、避難勧告・避難指示の一本化等）、新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた修正が行われた。

■表 8 防災基本計画の修正の概要（令和3年5月）

項目	概要
修正の背景	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策基本法の改正を踏まえた修正 ● 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正 ● その他最近の施策の進展等を踏まえた修正
主な内容	<p><u>1. 災害対策基本法の改正を踏まえた修正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策本部の見直し（特定災害対策本部の設置等） ● 個別避難計画の作成 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化 ● 避難勧告・避難指示の一本化等 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し ● 広域避難に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 災害が発生するおそれがある段階での広域避難の実施のための自治体間の協議 ◇ 他の自治体との応援協定や運送事業者等との協定の締結 ◇ 大規模広域災害時に円滑な避難が可能となるよう、実践型の防災訓練の実施 <p><u>2. 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難所における感染症対策 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等 ● 避難所開設・運営訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の積極的な実施 ● パーティション等の備蓄の促進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ マスク、消毒液に加え、パーティション等の感染症対策に必要な物資の備蓄の促進 ● コロナの自宅療養者等に対する情報共有等 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 平常時からの、自宅療養者等が危険エリアに居住しているかの確認 ◇ 自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整、情報提供 ● 被災自治体への応援職員等の感染症対策 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 応援職員等の健康管理やマスク着用等の徹底 ◇ 応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保 <p><u>3. その他最近の施策の進展等を踏まえた修正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害対応業務のデジタル化の推進 ● 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保 ● あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進 ● 事前防災の取組や複合災害への対応の推進 ● ボランティアの調整事務の委託を受けた災害ボランティアセンターの必要な経費に対する災害救助法による支援 ● 防災ボランティアと自治体・住民・NPO等との連携・協働の促進 ● 正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進 ● それぞれの被災者に適した支援制度を活用した生活再建 ● 女性の視点を踏まえた防災対策の推進 等

出典：中央防災会議資料

- ・令和4年6月の計画修正では、令和3年7月1日からの大雨等最近の災害対応の教訓を踏まえた修正等が行われた。

■表9 防災基本計画の修正の概要（令和4年6月）

項目	概要
修正の背景	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年度に発生した災害を踏まえた修正 ● 関連する法令の改正を踏まえた修正 ● その他最近の施策の進展等を踏まえた修正
主な内容	<p><u>1. 令和3年度に発生した災害を踏まえた修正</u></p> <p><令和3年7月1日からの大雨></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 盛土による災害の防止に向けた対応 <ul style="list-style-type: none"> ◇都道府県等が行う危険箇所対策への国による支援 ◇危険が確認された盛土に対する自治体による速やかな是正指導 ● 安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化 <ul style="list-style-type: none"> ◇平時からの安否不明者の氏名等公表に係る手続等の整理 ◇災害時における氏名等公表による速やかな安否不明者の絞り込み ● 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令 <ul style="list-style-type: none"> ◇学校における消防団員等が参画した防災教育の推進 ◇避難情報の発令に関する気象防災アドバイザー等による助言 <p><海底火山「福德岡ノ場」の噴火に伴う軽石被害></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 航路等に漂流する軽石の除去 <ul style="list-style-type: none"> ◇国、港湾管理者、漁港管理者による航路啓開等のための軽石の除去 <p><トンガ諸島の火山噴火による潮位変化></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海外で大規模噴火が発生した場合等の情報の周知や津波における避難指示の適切な発令 <ul style="list-style-type: none"> ◇海外で大規模噴火が発生した場合等の潮位変化に関する情報の周知 ◇市町村における津波高に応じた避難指示の発令対象区域の設定 <p><u>2. 関連する法令の改正を踏まえた修正</u></p> <p><津波対策の推進に関する法律の改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 津波対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇津波対策におけるデジタル技術の活用 ◇地域の特性に応じた避難施設等の整備の推進 <p><海上交通安全法等の改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 船舶交通の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ◇異常気象等による船舶交通の危険防止のための三大湾等における船舶に対する湾外等への避難勧告等 <p><航空法施行規則の改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害応急対策に従事する航空機の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ◇都道府県による緊急用務空域の指定の依頼や同空域における無人航空機の飛行許可申請に係る調整 <p><u>3. その他最近の施策の進展等を踏まえた修正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防災情報のデータ連携のための環境整備 ● 自治体等の災害対応における先進技術の導入の促進 ● 線状降水帯に関する情報発信及び観測体制の強化等 ● 避難所における食物アレルギーへの配慮 ● 避難所等における再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の整備 ● 一般送配電事業者等における無電柱化の促進

出典：中央防災会議資料

- ・令和5年5月の計画修正では、最近の施策の進展等や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る基本計画の変更、令和4年に発生した災害を踏まえた修正等が行われた。

■表 10 防災基本計画の修正の概要（令和5年5月）

項目	概要
修正の背景	<ul style="list-style-type: none"> ● 最近の施策の進展等を踏まえた修正 ● 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る基本計画の変更を踏まえた修正 ● 令和4年に発生した災害を踏まえた修正
主な内容	<p><u>1. 最近の施策の進展等を踏まえた修正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多様な主体と連携した被災者支援 <ul style="list-style-type: none"> ◇都道府県による災害中間支援組織（※1）の育成・強化、関係者の役割分担の明確化 ◇災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化 ◇災害ケースマネジメント（※2）などの被災者支援の仕組みの整備 ※1：NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織 ※2：一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組 ● 国民への情報伝達 <ul style="list-style-type: none"> ◇長周期地震動階級に係る情報の解説・伝達 ◇通信障害発生時の丁寧な周知広報の実施 ◇障害者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進 ● デジタル技術の活用 <ul style="list-style-type: none"> ◇被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用 <p><u>2. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る基本計画の変更を踏まえた修正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 北海道・三陸沖後発地震注意情報（※）の解説・伝達 <ul style="list-style-type: none"> ※：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域とその周辺でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発信し、大地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっているとして、後発地震への注意を促す取組について、令和4年12月より運用を開始。 <p><u>3. 令和4年に発生した災害を踏まえた修正</u></p> <p><北海道知床で発生した遊覧船事故></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 旅客船の総合的な安全・安心対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ※：海上災害対策編の修正 <p><トンガ諸島の火山噴火による潮位変化></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 火山噴火等による津波に関する普及啓発・情報伝達

出典：中央防災会議資料

- ・令和6年6月の計画修正では、最近の施策の進展等や令和6年能登半島地震を踏まえた修正、関連する法令の改正を踏まえた修正が行われた。

■表 11 防災基本計画の修正の概要（令和6年6月）

項目	概要
修正の背景	<ul style="list-style-type: none"> ● 最近の施策の進展等を踏まえた修正 ● 令和6年能登半島地震を踏まえた修正 ● 関連する法令の改正を踏まえた修正
主な内容	<p><u>1. 最近の施策の進展等を踏まえた修正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新たな総合防災情報システムの運用開始 <ul style="list-style-type: none"> ◇防災情報の総合防災情報システム（SOBO-WEB）への集約 ● 水害対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ◇道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化 ● 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ◇自治体、保健師、福祉関係者等の中で連携した状況把握の実施 ◇在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供 <p><u>2. 令和6年能登半島地震を踏まえた修正</u></p> <p><令和6年能登半島地震に係る検証チーム></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被災地の情報収集及び進入方策 <ul style="list-style-type: none"> ◇車両や資機材の充実・小型化・軽量化 ◇無人航空機、SAR衛星、衛星インターネット等の活用 ◇海路・空路を活用した道路啓開に向けた調整 ◇道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化 ● 自治体支援 <ul style="list-style-type: none"> ◇派遣職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実 ◇応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化 ● 避難所運営 <ul style="list-style-type: none"> ◇パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置 ◇避難所における生活水の確保 ◇トイレカー等により快適なトイレの設置への配慮 ◇高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化 ◇保健医療福祉に係る支援者（JRAT、JDA-DAT等）の明確化 ● 物資調達・輸送 <ul style="list-style-type: none"> ◇運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保 <p><その他各省庁における振り返り></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 長時間継続する津波の見通し等に関する解説 ● より実態に即した液状化リスク情報の提供 <p><u>3. 関連する法令の改正を踏まえた修正</u></p> <p><活動火山対策特別措置法の改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 活動火山対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ◇火山調査研究推進本部の設置 ◇「火山防災の日」を活用した防災知識の普及 ◇登山届等を容易に提出できる仕組みへの配慮 <p><医療法の改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害支援ナースの充実・強化

項目	概要
	<p><水防法及び気象業務法の改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国が取得した指定洪水予報河川に関する予測水位情報について、都道府県の求めに応じた提供の実施 <p><災害対策基本法施行令の改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急通行車両確認標章等の事前交付

出典：中央防災会議資料

- ・令和7年7月の計画修正では、関連する法令の改正やその他最近の施策の進展等を踏まえた修正、令和6年能登半島地震を踏まえた修正が行われた。

■表 12 防災基本計画の修正の概要（令和7年7月）

項目	概要
修正の背景	<ul style="list-style-type: none"> ● 関連する法令の改正を踏まえた修正 ● その他の最近の施策の進展等を踏まえた修正 ● 令和6年能登半島地震を踏まえた修正
主な内容	<p><u>1. 関連する法令の改正を踏まえた修正</u></p> <p><災害対策基本法等の改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国による災害対応の強化 <ul style="list-style-type: none"> ◇地方公共団体の要請を待たない、国の応援の実施 ◇市町村から国に対する応急措置実施の要請 ◇防災監の政府災害対策本部への参画 ● 被災者支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ◇在宅・車中泊避難者への DWAT 派遣による福祉サービスの提供 ◇広域避難時の避難元・避難先市町村間の情報連携 ◇被災者援護協力団体の登録・データベース化、平時からの連携 ◇地方公共団体による物資の備蓄状況の公表 ● 復旧・復興の迅速化 <ul style="list-style-type: none"> ◇事前復興まちづくり計画策定等による復興事前準備の推進 <p><道路法等の改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇道路啓開計画の策定・定期的な見直しの法定化 <p><航空法等の改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇地方管理空港等の災害復旧工事等の国による代行 <p><u>2. その他の最近の施策の進展等を踏まえた修正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇災害時における船舶活用医療の提供 ◇避難所でのこども・若者の居場所の確保 ◇港湾における官民協働での高潮対策（協働防護） ◇広域に降り積もる火山灰への対策（住民の安全確保策等）の推進 <p><岩手県大船渡市林野火災を踏まえた林野火災編の見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇広報・啓発等を通じた林野火災の予防の強化 ◇地上・空中消火の連携による消火活動、車両・資機材の整備 <p><u>3. 令和6年能登半島地震を踏まえた修正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被災者支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ◇避難生活における生活環境確保に係る取組の充実化 ◇協定・届出避難所に係る情報の事前把握 ◇キッチンカー・トレーラーハウス等の登録・データベース化 ◇迅速なプッシュ型支援のための国の備蓄物資の分散備蓄 ● 保健医療福祉支援の体制・連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> ◇保健医療福祉活動チーム間の平時からの連携体制の構築 ◇発災後速やかな DHEAT 派遣、保健師等チームの充実・強化 ● 官民連携や人材育成の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇国と全国域の災害中間支援組織（JVOD）の連携 ◇避難生活支援リーダー/サポーターの育成・確保、データベース化 ● 消防防災力の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> ◇消防団と多様な主体（自主防災組織・防災士等）の連携 ◇津波浸水想定を勘案した消防体制の整備

項目	概要
	<ul style="list-style-type: none"> ● インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ◇多様な主体と連携した TEC-FORCE 支援活動の実施 ◇上下水道一体での災害対応の実施（最優先復旧箇所の事前選定等） ◇災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保 ● 被災地における学びの確保 <ul style="list-style-type: none"> ◇被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）による教職員等の派遣 ● 防災 DX の加速 <ul style="list-style-type: none"> ◇新総合防災情報システム（SOB0-WEB）や新物資システム（B-PLo）の利活用促進、研修・訓練の実施 ◇防災 IoT システムによる被災状況の迅速な共有 ◇避難所開設時における全国共通避難所・避難場所 ID の報告

出典：中央防災会議資料

- ・南海トラフ地震防災対策推進基本計画の令和7年7月の変更では、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにおける新たな被害想定と、近年の情勢の変化等を踏まえ、見直しが行われた。

■表 13 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更のポイント（令和7年7月）

項目	概要
主な内容	<p>■南海トラフ巨大地震対策についての報告書（R7.3）を踏まえた主な変更</p> <p><基本的方針> ※下線は今回の見直しで追加となった項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策の重点化 2. 地震動（強い揺れ）及び火災に伴う被害への対応 3. 巨大な津波に伴う被害への対応 4. 超広域かつ多分野にわたる被害への対応 5. 災害関連死防止のための避難者の生活環境整備等の被災者支援 6. 国内外の社会・経済に及ぼす影響への対応 7. 時間差をおいて発生する地震への対策等の推進 8. 複数の災害等への同時対応（複合災害対策） 9. 主体的に防災対策に取り組む社会の醸成 10. 訓練等を通じた実効性のある対策の推進 11. 防災・減災に関する調査研究・技術開発の推進 12. 総力を結集した対策を推進するための多様な主体との連携強化 13. 地震防災対策の進捗や効果の定期的かつ継続的な把握 <p><新たな目標></p> <ol style="list-style-type: none"> ①被害想定を更新を踏まえた「今後10年の減災目標」を設定 想定される死者数：約29万8千人から おおむね8割減少 想定される建築物の全壊焼失棟数：約235万棟から おおむね5割減少 ②「命を守る」対策、「命をつなぐ」対策（特に重要な施策）について、重点的にモニタリングを実施 ③目標の対象地域の見直し（全国目標から南海トラフ地震防災対策推進地域を対象とした目標の充実化） <p><具体的に実施すべき主な対策></p> <ol style="list-style-type: none"> ①社会全体における防災意識の醸成・総合的な防災体制の構築 安全で確実な避難の確保、防災教育・防災訓練の充実、NPO・ボランティア団体等民間主体との連携、広域連携・支援体制の確立、後発地震への対応 ②被害の絶対量を減らす取組 建築物の耐震化等、火災対策、津波に強い地域構造の構築、総合的な防災力の向上 ③ライフライン・インフラの強化 ライフライン施設やインフラ施設の耐震化等、基幹交通網の確保、石油コンビナート対策 ④救助体制・救急救命を強化する施策・防災DX 救急救命を強化する施策、救助体制を強化する施策・国による応援組織の充実、デジタル技術を活用した防災対策の推進 ⑤被災者支援、災害関連死防止の対策 避難者等への対応、食料・水、生活必需品等の物資の調達、緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動、燃料の供給対策

出典：中央防災会議資料

巻末資料2 兵庫県地域防災計画の修正概要

年度	修正の概要
令和3年 2月	<p><u>1. 防災基本計画の修正（令和2年5月）など国の対応を踏まえた修正</u></p> <p>①災害対策拠点となる重要施設の長期停電への対応力強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要施設における非常用電源の設置状況等のリストの共有 ・災害時における電源車等の配備の要請 ・安定的な電力供給・電気通信に向けた連携強化 ・災害時における被災市町への燃料の優先供給の調整 <p>②被災者への物資支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物資調達・輸送調整等支援システムの活用 <p>③防災拠点機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道の駅の広域防災拠点としての活用 <p>④被災住宅再建支援等の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中規模半壊世帯への被災者生活再建支援金の支給 ・災害救助法に基づく住宅の応急修理制度の拡充等 <p>⑤基準等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針の改正による、緊急事態の判断基準（緊急時活動レベル(EAL))の適正化等 <p><u>2. 新型コロナウイルス感染症に対応した避難対策等を踏まえた修正</u></p> <p>①避難所での集団感染を防止するための避難所対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインに基づく避難所対策の推進 <p>②感染症禍における適切な避難行動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインに基づく避難対策の推進 <p>③衛生物資の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営に必要な衛生資機材の確保 <p>④災害時の職員やボランティアの派遣・受入れ時の対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症禍における災害時の応援職員の派遣・受入れ ・感染症禍における災害ボランティアの派遣・受入れ <p><u>3. 本県の防災・減災対策を踏まえた修正</u></p> <p>①高潮対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県高潮対策10箇年計画の推進 <p>②総合治水の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川対策アクションプログラムの推進 <p>③阪神淡路地域における計画的な啓開作業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阪神淡路地域道路啓開計画に基づく啓開作業の実施 <p>④鉄道施設の豪雨対策の推進</p>

年度	修正の概要
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道事業者の豪雨対策への支援 ⑤災害時要援護者の避難対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別支援計画作成の推進 ⑥消防団の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等へ向けた消防団のPR ⑦企業の帰宅困難者対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の訓練等の取組支援
令和3年 9月	<p><u>1. “自らの命は自らが守る”迅速な避難体制の確立</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①県民に分かりやすい避難情報の伝達 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな避難情報の発令（警戒レベル名称の変更等） ②的確な避難判断力等の養成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 正常性バイアスの克服 ・ 防災人材育成拠点の整備 ③広域的な避難支援体制の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域避難に向けた体制整備 <p><u>2. 誰一人取り残さない防災の実現</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①避難行動要支援者の避難支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別避難計画の作成促進 ・ 地区防災計画との一体的運用 ②実効性のある要配慮者利用施設の避難体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者利用施設における避難確保計画の実効性確保 ③福祉避難所の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉避難所の指定及び直接避難のための体制整備 ④避難所へのDWA Tの派遣体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害派遣福祉チーム（DWA T）の設置 ⑤女性の視点を踏まえた防災対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所における女性への配慮 ⑥新型コロナウイルス感染症等に対応した避難対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅療養者への対応 ・ アプリケーション等を活用した避難所の混雑状況の周知 ⑦船舶を活用した医療提供体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実習船の活用 <p><u>3. 災害に負けない強靱な県土づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①災害に強いまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災指針の立地適正化計画への反映 ②地震に耐える住まいづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震改修事業の拡充

年度	修正の概要
	<p>③迅速な道路復旧の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路法に基づく権限代行制度の活用 <p>④山地防災・土砂災害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4次山地防災・土砂災害対策計画の推進 <p>⑤森林の災害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い森づくり（第4期対策）の推進
令和4年 10月	<p><u>1. スクラムで取り組む地域防災力の向上</u></p> <p>①消防団を中核とした防災力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町の消防団加入の取組への支援 <p>②中小企業等における事業継続の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BCP/BCM支援プログラム <p>③災害ボランティアとの協働の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営 ・道路除雪対策 ・災害廃棄物の発生への対応 <p>④医療体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点精神科病院の指定 <p><u>2. “誰一人取り残さない” 防災・減災対策の充実</u></p> <p>①避難対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の自動車避難、ウィズコロナを踏まえた車中泊避難 ・避難所における医療的ケア児者に対する配慮 ・津波フラッグの導入 <p>②自治体間等における相互応援人材の積極的な活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急対策職員派遣制度、復旧・復興支援技術職員派遣制度 ・気象防災アドバイザーの活用 ・災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net） ・災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク） <p>③災害リスクの的確な通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波高に応じた発令区域の設定 ・水位周知海岸における高潮浸水想定区域の指定 <p><u>3. 災害に強いレジリエントな県土づくりの推進</u></p> <p>①都市基盤の強靱化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化マンションの建替促進 <p>②危険な盛土対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土による災害防止 ・土砂流出抑制、森林土壌保全強化、流木対策等

年度	修正の概要
令和5年 10月	<p>【県独自の主な修正】</p> <p><u>1. 安否不明者等の氏名等の公表</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月24日に内閣府より「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」が示され、また令和5年4月1日に改正個人情報保護法が施行されたことを踏まえ、県の氏名公表方針の改定に伴う修正。 <p><u>2. R5 県新規事業の反映</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性消防団員の確保に向けた環境整備を推進。 ・創造的復興の理念を活かした国際防災協力を推進 <p>【国・関係機関による主な修正】</p> <p><u>1. 盛土規制法の改正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年に熱海で起こった大雨による盛土の崩落に伴う、宅地造成等規制法の抜本改正（R5.5.26 施行）を反映。 <p><u>2. 所有者不明土地法の改正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者不明土地が東日本大震災復旧・復興事業の妨げとなっていたことを契機に平成30年に所有者不明土地法が制定された。 ・人口減少が進み、今後も引き続き所有者不明土地の増加が見込まれるため、令和4年11月1日に不明土地の利用円滑化等を盛り込んだ法改正を反映。 <p><u>3. 長周期地震動に係る情報伝達</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年2月1日から気象庁が発表する緊急地震速報等の対象に長周期地震動が追加されたこと等を踏まえ修正。 <p><u>4. 災害ケースマネジメントの推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府において、被災者一人ひとりの自立・生活再建に必要な支援方針や支援の方向性に係る標準的な取組を示す災害ケースマネジメント実施の手引きが令和5年3月28日に公表されたことを踏まえ修正。 <p><u>5. 障害者への情報伝達</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年5月25日に、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る政策の推進に関する法律が施行されたことを踏まえ修正。 <p><u>6. デジタル技術の活用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府が令和4年度よりクラウド型被災者システムの運用を開始したことを踏まえ、被災者台帳の作成等へのデジタル技術の活用を推進。 <p><u>7. 的確な気象情報の提供</u></p>

年度	修正の概要
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年5月25日より、「線状降水帯」による大雨が予測された場合に従来より前倒しして発表することに伴う修正。
令和6年 11月	<p><u>1. 孤立集落対策の強化</u></p> <p>①発災後の被害状況の迅速な把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災時刻等に関わらず、どのような環境においても、あらゆる手段を用いて早期に被災状況の収集を行う。取得した様々なデータを組み合わせ、可視化することで、被害の全体像等を迅速・広範囲・効率的に分析し、孤立集落対策や二次被害の防止に活用する。 <p>②無人航空機等の活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の有効な技術を活用した輸送手段の確保に努める。 <p>③迅速な通行経路の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸路が断絶した場合も想定し、陸路の早期啓開や、空路・海路を活用した物資輸送に必要な体制確保や準備を平時から進める。 <p><u>2. 防災DXの推進</u></p> <p>①災害時非常通信体制の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信途絶により、被災者や災害対応に支障が出ないように、衛星通信を活用したインターネット機器の導入の検討を進める。あわせて、通信ネットワーク（有線・無線）の多重化にも引き続き取り組み、災害時における迅速な通信インフラの復旧を図る。 <p><u>3. 避難所の生活環境の向上対策の推進</u></p> <p>①避難者の居住環境等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難が長期化する中においては、男女共同参画の視点を徹底するとともに、避難者のプライバシーを確保するなど、被災者一人ひとりに寄り添った避難所環境づくりを推進する。 <p>②衛生的なトイレ環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の衛生環境を確保するためには、停電・断水時にも被災者が安心して利用できるトイレ環境の整備が不可欠である。 ・有効性が確認されたトイレカー等について、市町での実装に向けた導入支援を検討する。 <p>③在宅避難者・車中泊避難者の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害関連死を防止するため、避難所外被災者の状況を把握するとともに、物資の配布・情報提供など生活環境の向上を図る。 <p>④ペット同行避難者の受入体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時から、ペット同行避難者の受入体制の構築するため、市町や関係機関と認識を共有した上で連携を図るほか、訓練を実施する。

年度	修正の概要
	<p><u>4. 民間事業者との連携による災害対応の強化</u></p> <p>①インフラ事業者との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速な復旧を図るため、道路復旧にあたっては、電力・通信等の生活インフラ事業者等と平素から連携し、緊急復旧調整などがスムーズに行える体制の構築を推進する。 <p>②運送事業者等と連携した物資輸送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運送事業者との協定締結等による連携強化を図り、災害時においても円滑で効率的な物資輸送や輸送拠点運営を行う。 <p><u>5. 応援・受援体制の確立</u></p> <p>①応援派遣職員の活動環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過酷な被災地の環境下においても、応援派遣職員が現地で自活できるよう、寝袋、食料等の資機材等を充実させ、派遣職員の健康面にも配慮した活動環境の確保を図る。 <p>②受援職員の生活環境の確保（受援体制）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援職員の宿泊場所の確保は応援側での対応が基本となるが、手配が難しいことも想定されるため、宿泊施設の紹介や公共施設の提供等について平時から準備を進める。 <p><u>6. 多様な主体と連携した被災地支援</u></p> <p>①保健医療・福祉支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難生活が長期化する中において、避難者の健康保持には、保健・医療・福祉部門が連携した支援が不可欠。特に、高齢化が進展する中、DMA T等の活動に加え、JDA-DATによる栄養バランスのとれた食事支援や、JRATによるリハビリテーションなど福祉の面からの支援を強化する。 <p><u>7. 災害対応における性的マイノリティへの配慮</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月から「兵庫県パートナーシップ制度」がスタート。 ・災害対応等の現場においても、性的マイノリティの当事者が抱える生活上の困難や不安を軽減・解消する取り組みを加速させ、県民誰もが安心できる環境づくりを推進する。 <p><u>8. 「災害薬事コーディネーター」設置による災害医療体制の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月から災害薬事に精通した薬剤師を「災害薬事コーディネーター」として3名を委嘱。 ・コーディネーターは、災害発生時から保健医療福祉調整本部で、医薬品の供給や医療救護活動に従事する災害支援薬剤師派遣等の総合調整を行う。 <p><u>9. 「災害支援ナース」制度の整備による医療・看護提供体制の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害支援ナースに係る業務を「医療機関における業務」として位置

年度	修正の概要
	<p>付け、災害発生時や新興感染症発生・まん延時に、要請のあった医療機関への派遣等を安定的に実施できる環境整備を推進する。(令和6年4月医療法改正)</p> <p><u>10. 緊急通行車両標章の事前交付による応急対応の円滑な実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策に従事する指定行政機関等の車両は、災害発生前でも緊急通行車両の確認を受け、標章と緊急通行車両確認証明書の事前交付を受けられるよう改正。これにより、緊急交通路を使用した迅速かつ円滑な災害応急対策を進める。(令和5年9月災害対策基本法施行令改正)

出典：兵庫県防災会議資料